

えべつ市民健康づくりプラン21（第2次）の中間見直しについて

1 プランの目的及び中間見直しについて

えべつ市民健康づくりプラン21（第2次）は、国が健康寿命の延伸や生活習慣病の重症化予防などを目的に推進する「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」の基本指針に基づき、平成26年3月に策定したものである。

今年度、本プランが、計画期間の中間年となることから、これまでの取り組みを評価・検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。

2 根拠法令及び計画期間について

- (1) 根拠法令 健康増進法第8条第2項
- (2) 計画期間 平成26年度～平成35年度

3 中間見直しの基本的な考え

- (1) 評価・検証に基づき、必要な見直し等を行う。
- (2) 市の健康課題である生活習慣病の予防に向け、特に野菜を食べやすい環境づくりに取り組んでいくことから、本プランの中で「(仮称)生活習慣病予防に向けた野菜摂取推進アクションプラン」を一体的に策定する。
- (3) 平成28年に改正された自殺対策基本法において、市町村において自殺対策計画の策定が義務付けられたことなどから、本プランの中で自殺対策計画も一体的に策定する。

4 策定スケジュール（予定）

別紙スケジュール表のとおり